

非公認大会の参加可否に関するガイドライン

「競技者等に関する規程」第4条第2項の規定に基づき、同条第1項第1号に規定する非公認大会に関する参加可否条件について、以下のとおり定める。

第1条（目的）

- 1 このガイドラインは、競技者、審判員、その他アームレスリング関係者等（以下「アーム関係者等」という）が、本連盟又は本連盟が準拠する上部団体等が公認しない競技会（以下「非公認大会」という）へ参加（選手としての出場、運営スタッフとしての従事、及び審判員としての活動を含む。以下同じ）することの可否基準を明確にし、処分対象となる違反を未然に防ぐとともに、アームレスリング競技の健全な普及・発展を図ることを目的とする。
- 2 このガイドラインにおいて「容認」とは、単にアーム関係者等の参加を認めるという意味であり、当該競技会を公認するものではなく、非公認大会であることに変わりはない。

第2条（届出を不要とする非公認大会）

- 1 非公認大会であっても、アーム関係者等の参加を容認し、かつフェアプレイ委員会への届出を不要とするアームレスリングの競技会等は次の各号のとおりとする。
 - (1) 本連盟の協力団体という位置づけの日本パラ・アームレスリング連盟が主催する競技会
 - (2) 地方自治体、体育協会等の公的機関、公営体育館（体育センター、スポーツセンター）等がスポーツの日等の記念行事、協賛行事、お祭りとして開催する競技会
 - (3) その他、競技会レベルではないと考えられる次の各号に掲げる行事、イベント、余興等
 - ① 神社の祭礼、縁日等で地域の伝統行事として行われる腕相撲大会、力自慢大会等
 - ② 海開きや納涼祭、住民体育祭、地域興しの各種イベント等に関連して行われる大会等
 - ③ 運動会等の学校行事の一環として行われる大会等

第3条（承認を要する報道機関等のイベント）

- 1 非公認大会であっても、新聞社、テレビ局等の報道機関がイベントや番組として開催する各種の競技会やコンテストについては、当競技のPR効果もあることから、フェアプレイ委員会の承認があれば、参加を認めることとする。

第4条（民間事業者等が開催する競技会等）

- 1 トレーニングクラブ、トレーニングジム、フィットネスクラブ、アームレスリング関連商品を販売する事業者等が、会員向け又は顧客向けのイベントやお祭りとして開催する記録会のほか、アームレスリング大会という名称のついた非公認大会への参加については、次の各号に定めるところによる。
 - (1) アーム関係者等が当該事業者の経営者、従業員又は所属の会員である場合は、スタッフとしての参加を容認する。ただし、選手として参加する場合は、事前の届出とフェアプレイ委員会の承認を要する。
 - (2) 前号以外のアーム関係者等がこの種の競技会に選手やスタッフとして参加する場合、事前の届出とフェアプレイ委員会の承認を要する。

第5条（自己責任の原則）

- 1 第3条及び第4条において、届出を受理しフェアプレイ委員会の承認があっても、当該イベント又は競技会において発生した事故、負傷、紛争その他のトラブルについては、原則として競技者本人の責任において対応するものとし、本連盟はその責任を負わない。ただし、アンチ・ドーピング、競技理論、本連盟の信用を著しく損なう行為、その他、本連盟が必要と認める事項についてはこの限りではない。

第6条（他競技種目への参加）

- 1 アームレスリング競技と異なる競技種目への参加は、何の規制もされない。
- 2 前項の競技種目は、次の各号に掲げるものとする。
 - (1) ボディビル、ウェイトリフティング、パワーリフティング、綱引き、陸上、柔道、空手、その他

第7条（アンチ・ドーピング規程の適用）

- 1 本ガイドラインにより参加が容認又は承認された非公認大会であっても、アーム関係者等は「競技者等に関する規程」第3条第1項第5号に定めるアンチ・ドーピングに関する規程類を遵守しなければならない。
- 2 前項に違反する行為があった場合は、同規程第12条の規定を適用する。

第 8 条（協議事項）

- 1 このガイドラインに明記のない事項又は疑義のある事項については、理事会にて協議の上、解決を図るものとする。

第 9 条（ガイドラインの改廃）

- 1 このガイドラインの改廃は、理事会で決議する。